宇部市公文書等管理条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇部市公文書等管理条例(仮称)の制定に向け、有識者から幅広い意見を聴取し 専門的・第三者的な見地からの検討を行うため、宇部市公文書等管理条例検討委員会(以 下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 公文書等管理条例の制定に関する事項
 - (2) その他必要事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、有識者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めてその意見を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。